

青少年問題に関する提言

昭和五六年六月三〇日
青少年問題審議会

く発展することを強く望みたい。

一 青少年への期待

明日を担う青少年に対する期待は大きい。青少年がこれにこたえて、たくましく、健全に成長し、自己の確立を目指すことは、結局、青少年自身の課題である。自らの将来は自らで切り開くという青少年の自覚と、自己への厳しい態度と、努力とを期待したい。

(一) 社会の基本的なルールやけじめを守る態度を身に付ける。

(二) 周囲の意見をよく聞きながら、自らの意思で正しく判断し、行動する。

(三) 失敗や挫折を成長の糧として受け止め、自暴自棄になつたり非行に走つたりすることなく、それを乗り越えるたくましさや身に付ける。

(四) 家庭や地域社会において、進んで自らの役割を分担し、その遂行を通して自己の価値を自覚する。

(五) スポーツなどで心身を鍛えるとともに、青少年団体・文化・ボランティア活動などの集団活動に進んで参加し、連帯感や責任感を培う。

青少年問題審議会は、去る一月二〇日、非

行を始めとする問題行動の増加、深刻化などに見られる今日の青少年問題に関して探るべき基本方策について、内閣総理大臣の諮問を受けた。

本審議会は直ちに審議に入り、別紙(略)のとおり、まず、今日の青少年の問題行動などの実態は握に努め、多面的な分析を加えて問題状況を解明し、その上に立つて基本的かつ総合的な対応の方策をまとめべく検討しているが、問題の複雑性にかんがみ、結論を得るまでにはなお時間を必要とする。

しかし、青少年の問題行動を防止してその健全な育成を図ることは、ひとときもゆるがせにできない緊要な国民的課題であることに配慮して、ここに当面の提言を行うことにし

た。

いま、最も重要なことは、青少年自身が自らを厳しく律して、自ら行動する力を養うこととであり、青少年の問題行動は、それ自体、大人社会の課題であるとの理解に立ち、家庭・学校・社会が姿勢を正して総合的にこれに対応することである。同時に、行政は当面講ずべき重点施策に積極的に取り組むべきである。

本審議会は、青少年の明日を真剣に考え、自らの責任として受け止め、努力を傾注している親、教師、地域社会の人々を念頭に置きつつ、この提言を取りまとめ、また、今後、引き続き審議を進めていくこととしているが、この提言を機に新たな努力が、青少年の非行防止及び健全育成の国民的運動として広

二 大人の反省と課題

〔親と家庭〕

青少年の問題行動は、家庭に起因するものが多い。親が、その責任を自覚し、まず自ら姿勢を正し、発達段階に応じたしつけや養育態度が子供の人格形成に大きく影響することを思い、子供に接することが最も大切である。

(一) 深い愛情と厳しさをもって信頼感をほぐくみ、過保護・過干渉や放任に陥ることなく、忍耐力や克己心を培う。

(二) 家庭内における役割を幼い時から積極的に分担させ、その遂行を通して、自立心をかん発し、存在感を喚起する。

(三) 地域や社会に関心を持ち、親子が共に各種の地域活動などに参加することを通して、連帯感や責任感を育てる。

(四) 過剰な期待が子供の多様な個性や能力の発達を妨げていないかを、親が自ら問いかける。

(五) 問題が起こってその解決が難しいときは、家庭の中だけで思い悩まず、近隣の人々や関係機関などに進んで相談する。

〔教師と学校〕 (略)

〔地域社会など〕

地域環境や社会風潮は、青少年に強い影響を与えている。地域社会の大人たちには、今こそ、社会の教育機能を回復するための積極的な行動が要請されている。

(一) 地域社会における青少年の多様な活動を積極的に奨励し、援助する。

(二) あいさつ運動、他人の子供もしかる運動などを通して、地域社会の中に、どの子供にも目を向ける姿勢と連帯の意識を育てる。

(三) 青少年にとって望ましい生活環境を整備するため、子供たちの遊びやスポーツの場の確保、有害環境の浄化、非行を誘引しやすい環境の改善、あるいは暴走族の追放運動などに地域ぐるみで取り組む。

(四) 青少年の非行防止及び健全育成に関する地域全体の活動を推進するため、地域の様々な立場にある住民、団体及び学校などの諸機関が相互に連絡協議する機会や場を設ける。

(五) 新聞、放送、出版などのマス・コミュニケーションの影響は大きい。青少年にかかわる事件の報道などに当たっては興味本位を避け、常に教育的に配慮し、また、非行

防止のためのキャンペーン活動などに積極的に参加することが望まれる。

三 行政施策への提言

青少年の問題行動の増加、深刻化という状況にかんがみ、政府は、青少年の非行防止及び健全育成のための施策の総合的かつ計画的な推進に一層努力していく必要があるが、当面、次の諸施策の充実強化について格別に配慮すべきである。

一 家庭の教育機能の充実に対する支援

(一) 家庭生活の在り方、家庭におけるしつけなどについての正しい知識の普及を図るため、親などに対して、学習の機会を拡大するとともに、資料、情報などを広く提供する。

(二) 家庭からの各種の相談に応じ、適切な助言と指導を行う体制を整備する。

二 学校における生徒指導の充実

(一) 生徒指導体制の確立と整備を図る。

(二) 研修などにより教員の資質の向上を図るとともに、特に、教育活動の中に生徒指導の機能を一層充実する。

(三) 学校間及び学校と地域社会の連携を強化する。

三 地域社会における活動の振興

(一) 青少年の非行防止及び健全育成に対する国民的な取組の一層の進展を図り、特に、地域ぐるみの運動の充実に対して援助する。

(二) 地域におけるスポーツ・文化活動、ボランティア活動などの振興を図る。また、青少年が社会の基本的ルールなどを身に付けるための地域ぐるみの活動を推進する。

(三) 地域における非行防止活動や健全育成活動の拠点となる各種の施設を整備するとともに、その運営の充実を図る。

四 青少年活動の育成と援助

(一) 青少年の多様な活動を奨励するとともに、団体・グループの育成強化に対して援助する。

(二) 青少年の集団宿泊訓練、体育・レクリエーション活動及び野外活動などのための各種の施設を更に整備するとともに、その通常の充実を図る。

(三) 青少年の国際交流・協力のための活動を奨励し、援助する。

四 各種青少年指導者の養成と確保を図る。

五 相談機能の充実強化

(一) 相談機関における相談担当者の資質の向上に努めるとともに、相談機関相互間の連絡を強化し、多様な相談に対し適切な指導を行い得る体制を整備する。

(二) 各種相談機関の周知を図るとともに、電話による相談の重視などその相談方法についても工夫する。

(三) 各種相談機関は、積極的にボランティアの協力を求め、相談活動の一層の充実を図る。

六 問題行動の早期発見と適切な指導の強化

(一) 非行防止のためのボランティアの育成とこれを中心とした街頭補導活動の充実強化を図る。

(二) 問題行動を未然に防止し、あるいは早期において適切な措置を講ずるため、家庭、学校、相談機関、警察などの相互間における密接な連携を推進する。

(三) 情緒障害治療などの専門機関を整備し、その利用の促進を図る。

四 青少年の健全な育成にとつて有害と認められる環境を浄化する活動を推進するとともに、暴力非行集団などの解体補導活動を強化する。

七 少年事件への適切な対応

(一) 少年事件の増加、複雑化などにかんがみ、少年事件、少年の福祉を害する事件などの捜査・検察体制を強化する。

(二) 矯正施設などにおける教化活動を充実するとともに、関係機関などの連携の下に社会への円滑な復帰を図る。

(三) 保護観察の充実を図るとともに、更生を支えるボランティア活動を推進する。

八 青少年問題に関する調査研究及び広報啓発活動の充実強化

(一) 青少年の実態及び青少年をめぐる問題を的確には握るため、調査研究及び情報収集・分析業務を充実し、強化する。

(二) 青少年及び青少年問題に関する的確な情報を、幅広く、かつ、分かりやすく提供する。

(三) 青少年問題に関する広報啓発活動を強化する。